

10. 公共工事におけるグリーン購入の取組み

国土交通省 国土技術政策総合研究所

総合技術政策研究センター 建設システム課 市村靖光

1. 目 的：

国土交通省においては、平成 13 年度から全面実施されているグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、環境負荷の低減に資する公共工事を特定調達品目と位置付け、その調達を積極的に推進しているところです。具体的には、①地球温暖化やエネルギー消費量の増大に関する特性、②廃棄物処分量に関する特性、③生物多様性の保全に関する特性、④有害化学物質に関する特性等の環境負荷に関する特性を評価し、環境負荷低減効果が認められるものを特定調達品目として選定しています。

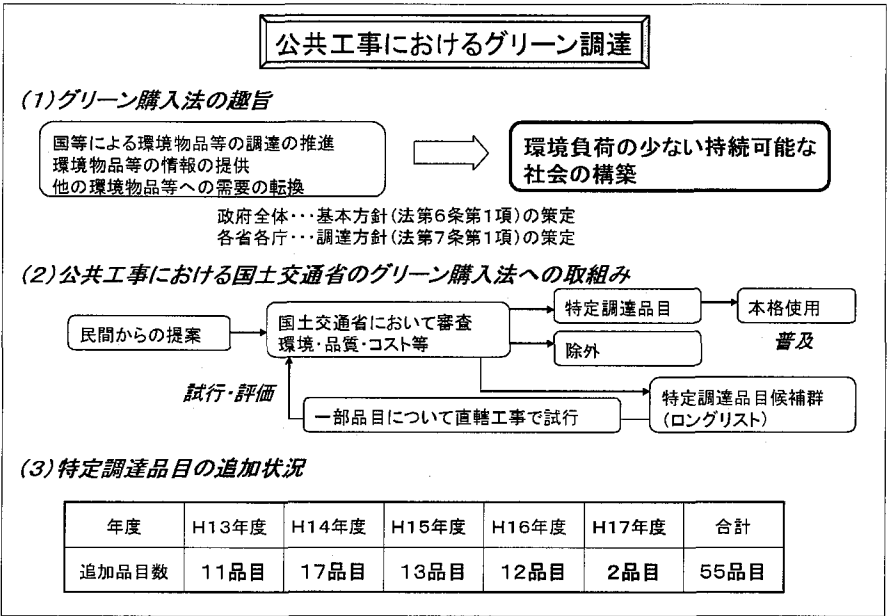
さらに、今回のパネル展示などを通じて、公共工事におけるグリーン購入の取組みを広く関係者に理解していただき、より一層その普及が図られることにより、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に資することを目指すものです。

2. 取組みの概要：（図－1 参照）

公共工事については、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、構成要素である資材、建設機械の使用に当たり、平成 13 年度から「再生加熱アスファルト混合物」等の 11 品目を指定し、これらを使用した公共工事の調達を積極的に推進してきました。さらに、平成 14 年度からは民間から公募の形で提案を受け、新たに「建設汚泥から再生した処理土」等の 17 品目の資材を追加で指定しています。平成 15 年度からは、資材、建設機械に加えて、「建設汚泥再生処理工法」等の 5 品目の工法、および「排水性舗装」等の 3 品目の目的物も追加し、平成 17 年度には合計 55 品目の公共工事での調達を積極的に推進しています。また、特定調達品目にはならなかったものでも、審査の途中段階において「特定調達品目候補群（ロングリスト）」として整理された品目については、直轄工事での試行などによる評価及び再審査を受けて追加品目候補として検討しています。

3. 今後の予定：

国土交通省では、環境負荷の低減に資する公共工事の調達を今後とも積極的に推進するとともに、引き続き、資材、建設機械、工法、目的物の指定品目の拡大を図っていく方針です。また、毎年調達実績の把握を行い、その結果に基づき定量的な調達目標の設定を行っていきます。さらには、公共工事におけるグリーン購入の取組みを広く関係者に理解していただき、国土交通省における公共工事のみならず自治体においてもその普及が図られるよう、様々な取組みを行って参ります。



図－1 取組みの概要